

条例たたき案

【前文】

自由闊達で進取の気風に富む大阪が育んだ商人や企業家は、世界に先駆けて先物取引を開始し、斬新なアイデアで新たな商品を創出するなど、その創造性により社会に変革を生み、日本経済の発展に貢献するとともに、人々の生活に豊かさや潤いをもたらしてきた。また、大阪で花開いた多彩な芸術文化、川を活かしたまちづくりなども、商人や企業家の高い志に支えられてきたものである。

このような企業家精神を受け継ぐ大阪の中小企業は、高度な技術や独創的なアイデア、卓越した機動力を持ち、たゆまぬ革新や積極果敢な挑戦により、様々な難局を乗り越えながら経済成長を牽引し、市民の雇用や暮らしを支える極めて大きな役割を果たしている。さらに、まちづくりや文化の継承など、地域社会の形成においても、中小企業はその一員として、欠かすことのできない役割を担い、まちの発展に大きく寄与している。

しかしながら、中小企業を取り巻く状況は、グローバル化に伴う急激な経営環境の変化や、少子高齢化による内需の減退、環境面での制約などにより、日々厳しさを増している。そうした中で、中小企業が飛躍のチャンスを見出だし、国内外の需要の変化を捉えた新市場やグローバル市場の開拓に向けて、その力を存分に発揮し成長する環境を、市民、企業、行政が一体となつてつくりあげ、大阪及び関西の持続的な経済発展や豊かな地域社会の実現につなげていかなければならない。

こうした中小企業の果たす役割の重要性を踏まえ、その振興に向けた基本理念等を明らかにし、施策を総合的に推進するため、ここに、この条例を制定する。

【条文】

(目的)

この条例は、中小企業が地域経済において果たす役割の重要性に鑑み、市の責務や中小企業者の努力等について明らかにするとともに、中小企業の振興について市の施策の基本となる事項を定めることにより、中小企業の健全な発展並びに市内経済の活性化及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法(昭和 38 年法律 154 号)第 2 条第 1 項各号のいずれかに該当する者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 大企業者 中小企業者以外の事業者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。

(市の責務)

- 1 市は、この条例の趣旨にのっとり、地域の特性を踏まえて、中小企業の振興に関する施策を総合的に実施しなければならない。
- 2 市は、中小企業振興施策の策定及び実施にあたっては、中小企業者等の意見を反映し、国、関係地方公共団体、中小企業及び地域産業の振興を目的とする団体（以下、「中小企業に関する団体」という。）、大学等の研究機関、海外機関、大企業者及び市民との連携を図るよう努めなければならない。

(中小企業者の努力)

- 1 中小企業者は、社会経済環境の変化に応じ、自主的に経営革新及び経営基盤の強化に努めるものとする。
- 2 中小企業者は、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。
- 3 中小企業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、地域社会との連携を図り、地域の発展に積極的に取り組むものとする。

(大企業者の役割)

- 1 大企業者は、事業活動を行うにあたっては、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚するとともに、中小企業者との連携・協力に努めるも

のとする。

- 2 大企業者は、中小企業の振興が本市経済の発展において果たす役割の重要性を理解し、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民の理解と協力)

市民は、中小企業の振興が市民生活の向上において果たす役割の重要性を理解し、中小企業の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

(施策の基本方針)

市は、中小企業の振興に関する施策の実施にあたっては、市支援機関をはじめ、広く国、関係地方公共団体及び中小企業に関する団体等との密な連携並びに施策の一体的な展開を図りながら、次に掲げる事項を基本として行うものとする。

- (1) 中小企業の経営基盤の強化及び経営革新を促進すること。
- (2) 中小企業の創業を促進すること。
- (3) 地域の強みを活かした中小企業の成長産業分野への参入を促進すること。
- (4) 海外市場の需要獲得に向けて、アジアとの緊密性等を活かした中小企業の海外事業展開を促進すること。
- (5) 市が行う工事の発注、物品及び役務の調達等にあたっては、予算の適正な執行並びに透明かつ公正な競争及び契約の適正な履行の確保に留意しつつ、中小企業者の受注機会の増大に努めること。

(財政上の措置)

市は、中小企業の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるように努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。